

○工事請負契約の事務処理要領第 14 条の 2 の基準及び取扱いについて

制 定：平成 20 年 6 月 18 日 20 財契第 175 号、20 技調第 29 号
最終改正：平成 31 年 3 月 28 日 30 技契第 829 号、30 技管第 185 号
財務部長、技術管理室長から技師長等あて

標記について、別添のとおり定められ平成 20 年 6 月 18 日以後入札通知を行うものから実施されることとなったので、通知する。

なお、「工事請負契約の事務処理要領第 14 条の 2 の基準」（平成元年 3 月 24 日付け制定）及び「工事請負契約の事務処理要領第 14 条の 2 の基準の取扱いについて（平成元年 3 月 24 日付け制定）」は、平成 20 年 6 月 18 日をもって廃止することとなったので、併せて通知する。

記

I 工事請負契約の事務処理要領第 14 条の 2 の基準

独立行政法人水資源機構が発注する工事の請負契約（予定価格が 1,000 万円を超えるものに限る）についての工事請負契約の事務処理要領（水公達昭和 37 年第 4 号）第 14 条の 2 に規定する相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の入札価格が次に掲げる額に満たない場合とする。ただし、「総合評価落札方式の実施について」（平成 16 年 8 月 3 日付け 16 財契第 299 号、16 技第 71 号。以下「総合評価実施通達」という。）に定める総合評価落札方式による工事で評価項目の設定に当たり、評価指標として施工数量を用いる場合の基準は、次に掲げる額に、その者が提案した施工数量に対して付与した得点（総合評価実施通達の定める評価に応じ与える得点をいう。以下同じ。）を予定価格の算出の基礎となった施工数量に対応する得点で除して得た数値を乗じて得た額に満たない場合とする。

なお、この基準中「請負工事費」、「直接工事費」、「共通仮設費」及び「現場管理費」等の用語の定義については、「積算基準について」（昭和 57 年 9 月 2 日付け 57 技第 87 号技術管理委員会主幹通達）に示されている用語の例によるものとする。

1 次項に掲げる場合を除く土木工事にあつては、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100 分の 108 を乗じて得た額。ただし、当該額を予定価格で除して得た割合が、10 分の 9.2 を越える場合にあつては、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、10 分の 7.5 に満たない場合にあつては、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

2 鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工場製作工事については、1により処理することとし、「共通仮設費」、「現場管理費」は、それぞれ鋼橋工場製作に係る積算基準の「間接労務費」、「工場管理費」に該当するものとする。

3 機械設備工事にあつては、1により処理することとし、「直接工事費」、「共通仮設費」及び「現場管理費」は、機械設備工事積算基準の以下に該当するものとする。

①「直接工事費」は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。

②「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。

③「現場管理費」は、「工事管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額とする。

4 電気通信設備工事にあつては、1により処理することとし、「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」は、以下に該当するものとする。

(1) 一般工事

①「直接工事費」は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。

②「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。

③「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額とする。

④「一般管理費等」は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

ただし、「直接製作費」は機器単体費の10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

(2) 鉄塔・反射板工事

①「直接工事費」は、「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額とする。

②「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。

③「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」の合計額とする。

ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に10分の3を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に10分の1を乗じた額とする。

5 建築工事にあつては、1により処理することとし、建築工事積算基準における直接工事費（以下「直接工事費（建築基準）」という。）は、この基準における直接工事費と現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）により構成されているため、基準の適用にあたり直接工事費及び現場管理費については、以下に該当するものとする。

(1) 一般工事

直接工事費の額は、直接工事費（建築基準）から現場管理費相当額を減じた額とする。また、現場管理費の額は、建築工事積算基準による現場管理費（以下「現場管理費（建築基準）」という。）に現場管理費相当額を加えた額とする。

ただし、直接工事費（建築基準）を、直接工事費と現場管理費相当額に明確に区分することが困難な場合については、直接工事費（建築基準）に10分の1を乗じた額を現場管理費相当額とする。

(2) 昇降機械設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費の額は、直接工事費（建築基準）から現場管理費相当額を減じた額とする。また、現場管理費の額は、現場管理費（建築基準）に現場管理費相当額を加えた額とする。

ただし、直接工事費（建築基準）を、直接工事費と現場管理費相当額に明確に区分することが困難な場合については、直接工事費（建築基準）に10分の2を乗じた額を現場管理費相当額とする。

II 工事請負契約の事務処理要領第14条の2の基準の取扱いについて

1 基準価格の確定

契約職等は、対象工事に係る請負契約を入札に付そうとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、下記のとおり基準価格を算出するものとする。

- (1) (2)に掲げる場合を除く土木工事にあつては、Iの第1項によるものとし、基準価格の算出に当たっては様式-1を用いるものとする。
- (2) 鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工場製作工事にあつては、Iの第2項によるものとし、基準価格の算出に当たっては様式-2を用いるものとする。
- (3) 機械設備工事にあつては、Iの第3項によるものとし、基準価格の算出に当たっては様式-3を用いるものとする。
- (4) 電気通信設備工事の一般工事にあつては、Iの第4項(1)によるものとし、基準価格の算出に当たっては様式-4を用いるものとする。ただし、鉄塔・反射板工事にあつては、Iの第4項(2)によるものとし、基準価格の算出に当たっては、様式-5を用いるものとする。
- (5) 建築工事の一般工事にあつては、Iの第5項(1)によるものとし、基準価格の算出に当たっては様式-6を用いるものとする。ただし、昇降機械設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事は、Iの第5項(2)によるものとし、基準価格の算出にあつては、様式-6を用いるものとし、様式中1.0/10を2.0/10に読み替えるものとする。

なお、予定価格書の作成にあつては、事務処理要領第8条第1項の規定に基づき作成する予定価格書の予定価格が記載された行の下に、「(調査基準価格〇〇円)」

(総合評価落札方式による工事で評価項目の設定に当たり、評価指標として施工数量を用いるものにあつては、「(予定価格の算出の基礎となった施工数量に対応する調査基準価格〇〇円)」)と記載し、さらに、当該調査基準価格に108分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格の100/108〇〇円)」(総合評価落札方式による工事で評価項目の設定に当たり、評価指標として施工数量を用いるものにあつては、「(予定価格の算出の基礎となった施工数量に対応する調査基準価格の100/108〇〇円)」)と記載しておくものとする。

2 競争参加者への周知

契約職等は、入札公告等の際、手渡す競争契約入札心得の条文を熟読することを競争参加者に促すとともに現場説明及び入札執行の際に次のことを説明するものとする。

- 一 事務処理要領第14条の2の基準があること。
- 二 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- 三 基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者(総合評価落札方式にあつては、価格及び性能等に係る技術提案が独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)にとって最も有利なものをもって入札した者をいう。以下同じ。)であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- 四 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

3 入札の執行

入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対し「保留」と宣言し、事務処理要領第14条第1項ただし書の規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

4 調査の実施

契約職等は、基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて次のような内容により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- 一 その価格により入札した理由、入札価格の内訳書を徴する
- 二 契約対象工事附近における手持工事の状況
- 三 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- 四 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)
- 五 手持資材の状況
- 六 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- 七 手持機械の状況
- 八 労務者の具体的供給見通し(積算に使用した下請労務単価等が確認できる資料を含む。)

- 九 過去に施工した公共工事名及び発注者
- 十 経営内容
- 十一 一から十までの事情聴取した結果についての調査検討
- 十二 九の公共工事の成績状況
- 十三 経営状況 取引金融機関、保証会社等への照会
- 十四 信用状況 建設業法違反の有無
賃金不払の状況
下請代金の支払遅延状況
その他
- 十五 その他必要な事項

5 調査の結果適合した履行がされると認められる場合の措置

契約職等は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

6 調査の結果適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置

契約職等は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査の結果及び意見を記載した書面を必要部数作成し、契約審査委員3名に提出し、その意見を求めなければならない。

7 契約審査委員の審査及び意見の表示

契約審査委員は、契約職等から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は多数決によるものではなく、個別の意見を表示する。

8 契約審査委員の意見に基づく落札者の決定等

- (1) 契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見が契約職等の意見（その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、契約職等は最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲の価格をもって入札をした他の者のうちから最低の価格（総合評価落札方式にあつては、価格及び性能等に係る技術提案が機構にとって最も有利なもの）をもって入札をしたもの（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。
なお、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、4以降と同様の手続による。
- (2) 契約職等は、契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときは、次順位者を落札者と決定することができる。
- (3) 契約職等は、次順位者を落札者と決定したときは最低価格入札者に対しては落札

者としない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

(土木工事 (塗装工事を含む))

調査基準価格調書

工事名 _____

工 種	設 計 額	備 考
1 直接工事費	円	
① 直接工事費の 9.7/10		
2 間接工事費		
(1) 共通仮設費		
② 共通仮設費の 9.0/10		
(2) 現場管理費		
③ 現場管理費の 9.0/10		
3 一般管理費等		
④ 一般管理費等の 5.5/10		
4 工事価格 (1 + 2 + 3)		
5 調査基準価格の率 (A) (①+②+③+④) / 4		

調査基準価格の率 (B) (7.5/10)	調査基準価格の率 (A) (5)	調査基準価格の率 (C) (9.2/10)
75.0 (%)	(%)	92.0 (%)

(注) ここで、調査基準価格の率は、(B) < (A) < (C) の場合は、(A) とし、
(A) < (B) の場合、(B) とし、(C) < (A) の場合、(C) とする。

6 調査基準価格の 100/108 (調査基準価格の率 × 4)		(万単位丸め)
7 調査基準価格 (6 × 108/100)		

(鋼橋工場製作工事)

調査基準価格調書

工事名 _____

工 種	設 計 額	備 考
1 工場製作現場	円	
(1) 直接工事費		
① 直接工事費の 9.7/10		
(2) 間接工事費		
1) 間接労務費		
② 間接労務費の 9.0/10		
2) 工場管理費		
③ 工場管理費の 9.0/10		
2 架設工事原価		
(1) 直接工事費		
④ 直接工事費の 9.7/10		
(2) 間接工事費		
1) 共通仮設費		
⑤ 共通仮設費の 9.0/10		
2) 現場管理費		
⑥ 現場管理費の 9.0/10		
3 一般管理費等		
⑦ 一般管理費等の 5.5/10		
4 工事価格 (1 + 2 + 3)		
5 調査基準価格の率 (A) (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦) / 4		

調査基準価格の率 (B) (7.5/10)	調査基準価格の率 (A) (5)	調査基準価格の率 (C) (9.2/10)
75.0 (%)	(%)	92.0 (%)

(注) ここで、調査基準価格の率は、(B) < (A) < (C) の場合は、(A) とし、
(A) < (B) の場合、(B) とし、(C) < (A) の場合、(C) とする。

6 調査基準価格の 100/108 (調査基準価格の率 × 4)		(万単位丸め)
7 調査基準価格 (6 × 108/100)		

(機械設備工事)

調査基準価格調書

工事名 _____

工 種	設 計 額	備 考
1 製作原価	円	
(1) 直接製作費		
① 直接製作費の 9.7/10		
(2) 間接製作費		
1) 間接労務費		
② 間接労務費の 9.0/10		
2) 工場管理費		
③ 工場管理費の 9.0/10		
2 据付工事原価		
(1) 直接工事費		
④ 直接工事費の 9.7/10		
(2) 間接工事費		
1) 共通仮設費		
⑤ 共通仮設費の 9.0/10		
2) 現場管理費		
⑥ 現場管理費の 9.0/10		
3) 据付間接費		
⑦ 据付間接費の 9.0/10		
3 設計技術費		
⑧ 設計技術費の 9.0/10		
4 一般管理費等		
⑨ 一般管理費等の 5.5/10		
5 工事価格 (1 + 2 + 3 + 4)		
6 調査基準価格の率 (A) (Σ ①~⑨) / 5		

調査基準価格の率 (B) (7.5/10)	調査基準価格の率 (A) (6)	調査基準価格の率 (C) (9.2/10)
75.0 (%)	(%)	92.0 (%)

(注) ここで、調査基準価格の率は、(B) < (A) < (C) の場合は、(A) とし、
(A) < (B) の場合、(B) とし、(C) < (A) の場合、(C) とする。

7 調査基準価格の 100/108 (調査基準価格の率 × 5)		(万単位丸め)
8 調査基準価格 (7 × 108/100)		

(電気通信設備工事)

調査基準価格調書

工事名 _____

工 種	設 計 額	備 考
1 機器単体費	円	
① 機器単体費の 9.07/10		
2 直接工事費		
② 直接工事費の 9.7/10		
3 間接工事費		
(1) 共通仮設費		
③ 共通仮設費の 9.0/10		
(2) 現場管理費		
④ 現場管理費の 9.0/10		
(3) 機器間接費		
⑤ 機器間接費の 9.0/10		
4 一般管理費等		
⑥ 一般管理費等の 5.5/10		
5 工事価格 (1 + 2 + 3 + 4)		
6 調査基準価格の率 (A) (①+②+③+④+⑤+⑥) / 5		

調査基準価格の率 (B) (7.5/10)	調査基準価格の率 (A) (6)	調査基準価格の率 (C) (9.2/10)
75.0 (%)	(%)	92.0 (%)

(注) ここで、調査基準価格の率は、(B) < (A) < (C) の場合は、(A) とし、
(A) < (B) の場合、(B) とし、(C) < (A) の場合、(C) とする。

7 調査基準価格の 100/108 (調査基準価格の率 × 5)		(万単位丸め)
8 調査基準価格 (7 × 108/100)		

(電気通信設備工事-鉄塔・反射板工事)

調査基準価格調書

工事名 _____

工 種	設 計 額	備 考
1 工場製作原価	円	
(1) 直接製作費		
1) 工場塗装費		
① 工場塗装費の 9.7/10		
※) 鉄塔製作費 (直接制作費-工場塗装費)		
② 鉄塔制作費の 9.42/10		
2 架設工事費		
(1) 直接工事費		
③ 直接工事費の 9.7/10		
(2) 間接工事費		
1) 共通仮設費		
④ 共通仮設費の 9.0/10		
2) 現場管理費		
⑤ 現場管理費の 9.0/10		
3 一般管理費等		
⑥ 一般管理費等の 5.5/10		
4 工事価格 (1 + 2 + 3)		
5 調査基準価格の率 (A) (①+②+③+④+⑤+⑥) / 4		

調査基準価格の率 (B) (7.5/10)	調査基準価格の率 (A) (5)	調査基準価格の率 (C) (9.2/10)
75.0 (%)	(%)	92.0 (%)

(注) ここで、調査基準価格の率は、(B) < (A) < (C) の場合は、(A) とし、
(A) < (B) の場合、(B) とし、(C) < (A) の場合、(C) とする。

6 調査基準価格の 100/108 (調査基準価格の率 × 4)		(万単位丸め)
7 調査基準価格 (6 × 108/100)		

(建築工事)

調査基準価格調書

工事名 _____

工 種	設 計 額	備 考
1 直接工事費	円	
※ 現場管理費相当額 (1×1.0/10)		
① (直接工事費-※) の 9.7/10		
2 共通費		
(1) 共通仮設費		
② 共通仮設費の 9.0/10		
(2) 現場管理費		
③ (現場管理費+※) の 9.0/10		
(3) 一般管理費等		
④ 一般管理費等の 5.5/10		
3 工事価格 (1+2)		
4 調査基準価格の率 (A) (①+②+③+④) / 3		

調査基準価格の率 (B) (7.5/10)	調査基準価格の率 (A) (4)	調査基準価格の率 (C) (9.2/10)
75.0 (%)	(%)	92.0 (%)

(注) ここで、調査基準価格の率は、(B) < (A) < (C) の場合は、(A) とし、
(A) < (B) の場合、(B) とし、(C) < (A) の場合、(C) とする。

5 調査基準価格の 100/108 (調査基準価格の率×3)		(万単位丸め)
6 調査基準価格 (5×108/100)		

電気通信設備工事の機器単体費と鉄塔・反射板工事における鉄塔制作費の
調査基準価格算定率の考え方

1. 電気通信設備工事（鉄塔・反射板工事を除く）の機器単体費の調査基準価格の算定率の考え方

機器単体費の構成比率と調査基準価格の算定率より、機器単体費のみの調査基準価格算定率を90.7%とする。

機器単体費(機器単体費を100とした場合)		調査基準価格			
	構成要素	構成比率	構成要素	構成比率	算定結果
100	直接制作費	60.0%	直接工事費	97.0%	0.582
	間接労務費	10.0%	共通仮設費	90.0%	0.09
	工場管理費	20.0%	現場管理費	90.0%	0.18
	機器単体費の一般管理費	10.0%	一般管理費	55.0%	0.055
			合計		0.907

2. 電気通信設備工事（鉄塔・反射板工事）の鉄塔製作費の調査基準価格の算定率の考え方

鉄塔製作費の構成比率と調査基準価格の算定率より、鉄塔製作費のみの調査基準価格算定率を94.2%とする。

鉄塔製作費(鉄塔製作費を100とした場合)		調査基準価格			
	構成要素	構成比率	構成要素	構成比率	算定結果
100	材料費・製作費	60.0%	直接工事費	97.0%	0.582
	間接労務費	30.0%	共通仮設費	90.0%	0.27
	工場管理費	10.0%	現場管理費	90.0%	0.09
			合計		0.942